

介護予防訪問介護及び介護予防通所介護サービス請求コードについて

介護保険制度改正による「総合事業に係るみなし指定」を受けている介護予防訪問介護及び介護予防通所介護事業所については、平成29年3月の総合事業開始に伴い、要支援認定の更新を行った被保険者から順次請求コードを下記のとおりとする必要がありますので、ご確認いただき適正な請求事務を行ってください。

なお、平成29年4月から開始される緩和型サービス（訪問A・通所A）の請求コードも合わせてお知らせいたします。

記

	みなし指定事業者（※1）		総合事業指定事業者（※1）		訪問型サービス A介護専門型	通所型サービス A介護専門型
	介護予防訪問介護	介護予防通所	訪問型サービス現行 サービス型	通所型サービス現行 サービス型		
認定更新前	61	65	61	65	A3	A7
認定更新後	A1（※2）	A5（※2）	A2	A6		
総合事業対象者	利用できません					

※1 みなし指定事業者：平成27年3月以前に愛知県の指定を受けている事業者

総合事業指定事業者：平成27年4月以降に愛知県の指定を受けている事業者で、平成29年3月以降に半田市が指定した事業者

※2 「A1・A5」コードの使用については、平成30年3月利用分までです。平成30年4月以降は、「A2・A6」を使用することとなります。